明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務三八）　二
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同三九）　三
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働四）　七
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（財務二三）　三
○塩事業法施行規則の一部を改正する省令（同二四）　三
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（同二五）　四
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委三三）　四
○電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、移動電気通信役務を指定する件（総務一六六）　四
○電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件（同一六七）　四
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の一部を改正する件（同一六八）　四
○電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件（同一六九）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一一八）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一三八）　四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務九七～一〇〇、一〇二）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一〇一）　四
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十六条の規定に基づき、対象大会関係施設等を指定する件（文部科学五九）　四
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十七条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えて適用する重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第三項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域を指定する件（国土交通五一三）　五
○外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（同五一四）　六
○道路に関する件（東北地方整備局三三、三四）　六
○道路に関する件（関東地方整備局四六、四七）　六
○道路に関する件（中国地方整備局三六、三七）　六
〔官庁報告〕
国家試験　六
令和元年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録に関する意見聴取会関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人防災科学技術研究所平成三十事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金変更関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八
会社その他
会社決算公告　八